情報交流遮断制度(Chinese Wall)内部統制基準

第1章 総則

1. 1 目的

この基準は、三井住友銀行ソウル支店(以下「**当行**」という)が「資本市場と金融投資業に関する法律」(以下「**資本市場法**」という)第45条に規定する情報の交流を適切に遮断するために必要な事項を規定することを目的とする。

1. 2 情報交流遮断対象情報の識別及び設定

- 1. 当行は、利害衝突防止及び投資者保護のために、次の各号の情報(以下「**情報交流遮断対象情報**」という)に対して、この基準で定めることに基づいて情報交流を遮断しなければならない。
 - (1) 資本市場法第174条第1項各号以外の部分による未公開重要情報
 - (2) 投資者の金融投資商品の売買又は所有現況に関する情報であって、不特定多数の人が知り得るように公開される前の情報
 - (3) 集合投資財産、投資一任財産及び信託財産の構成内訳及び運用に関する情報であって、不特定多数の人が知り得るように公開される前の情報
- 2. 当行は、第1項第1号による未公開重要情報可否を判断するために、当行の金融投資業などの業務と係わりのある法人の次の各号の事項を考慮して未公開重要情報可否の識別基準を設けなければならない。
 - (1) 財務構造に重大な変更をもたらす事実又は決定
 - (2) 企業経営環境に重大な変更をもたらす可能性がある事実又は決定
 - (3) 財産などに大規模損失又は価値上昇をもたらす事実又は決定
 - (4) 債権債務関係に重大な変動をもたらす事実又は決定
 - (5) 投資及び出資関係に関する重要事実又は決定
 - (6) 損益構造変更に関する重要事実又は決定
 - (7) 経営・財産又は投資者の投資判断に関して重大な影響を及ぼす会計処理基準又は会計推定の変更決定
 - (8) 関係法規又は監督機関の要求に応じた経営状態などに関する資料の公示又は公表
 - (9) 社外取締役及び監事の選任・解任決定
 - (10) 筆頭株主などとの取引
 - (11) 公開買付けの実施又は中止

- (12) 当行の判断基準に基づき、これに準ずるとみなされる事項で、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼし得る事項の発生又は決定
- 3. 第1項第2号の情報のうち、次の各号の情報は、情報交流遮断対象情報から除く。
 - (1) 投資者が保有する「株式・社債などの電子登録に関する法律」第2条第4号による電子登録株式などの総額と電子登録株式などの種類別総額に関する情報
 - (2) 投資者が預託した証券の総額と証券の種類別総額に関する情報
 - (3) 債務証券の種目別総額に関する情報
 - (4) 「信用情報の利用及び保護に関する法律」第32条によって提供を同意してもらうか、又は第3 3条の2による送信を求められた個人信用情報
 - (5) その他利害衝突発生のおそれがない情報であって、第1.5.2項による情報交流統制担当者 (以下「情報交流統制担当者」という) の承認を受けた情報
- 4. 第1項第3号の情報のうち、次の各号の情報は、情報交流遮断対象情報から除く。
 - (1) 不動産(地上権・地域権・伝貨権・賃貸権・分譲権など不動産関連権利を含む) 及び特別資産 (不動産及び特別資産の投資を目的とする会社が発行した証券を含む) 運用関連情報であって利害衝突のおそれがない情報
 - (2) 内部統制基準で定める期間が経過した情報
 - (3) その他利害衝突のおそれがない情報であって、情報交流統制担当者の承認を受けた情報
- 5. 役職員は、業務中生産又は取得して知り得た情報が情報交流遮断対象情報に該当するか否かを判断することが困難な場合は、情報交流統制担当者に報告しなければならず、情報交流統制担当者は当該情報が情報交流遮断対象情報に該当するか否かを判断して決定する。この場合、情報交流統制担当者の判断結果が通報されるまで、該当役職員は当該情報を情報交流遮断対象情報とみなさなければならない。
- 6. 情報交流遮断対象情報が公開されるなど、該当情報がそれ以上情報交流遮断対象情報として保護される必要がないと認められる場合、該当部門に対して第1. 4条によって指定された部門別又は情報別責任者は、同事実を第1. 5. 1項による情報交流統制担当組織(以下「情報交流統制担当組織」という)に通報し、情報交流統制担当組織は、情報交流遮断対象情報の解除を決定することができる。

1.3 情報交流遮断対象部門の設定

1. 当行は、第1.3.2条に従って情報交流遮断対象部門を設定して運用し、次の各号の区分基準を考慮し、必要な場合、情報交流遮断対象部門をさらに区分して設定することができる。

- (1) 生産・取得される情報交流遮断対象情報の種類
- (2) 金融投資業(資本市場法第77条の3において、総合金融投資事業者に許容された業務を 含む)の種類及び兼営・付随業務
- (3) 具体的な業務特性、収益構造及び利害衝突可能性
- (4) その他情報交流遮断対象部門区分の必要性
- 2. 当行は、次の各部門の間の情報交流遮断対象部門を設定する。
 - (1) ソウル支店を1つの部門として取扱、且つSMBC/SMFGのグループ社および本支店相互間。
- 3. 当行は、同一情報交流遮断対象部門内で特定事案と関連して利害衝突問題が発生する可能性があると判断される場合は、該当事案に限って一時的に異なる部門に区分することができる。

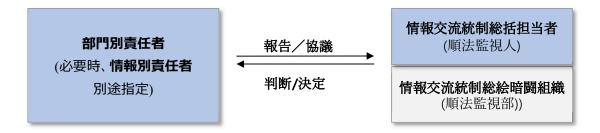
1. 4 情報交流遮断対象情報の活用に係る責任の所在

- 1. 会社は第1.3条による情報交流遮断対象部門別に責任者(以下「**部門別責任者**」という)を指定しなければならない。
- 2. 部門別責任者は、所属部門の役職員が情報交流遮断対象情報を業務遂行目的の範囲外に活用するか、又は当該情報交流遮断対象部門の所属ではない役職員など第3者に洩れないように管理・ 監督しなければならない。
- 3. 部門別責任者は、第1項による同一情報交流遮断対象部門内で特定事案と関連して一時的な利 害衝突問題が発生する可能性があると判断した場合、情報交流統制担当者と協議のうえ、該当事 案に関連する情報の責任者(以下「情報別責任者」という)を別途指定することができる。

1. 5 情報交流統制担当組織の設置・運営

- 1. 当行の**遵法監視部署は、情報交流統制担当組織**として情報交流の遮断及び例外的交流の適正性を監督し、情報交流の遮断と係わる業務を総括する。
- 当行は、情報交流統制担当組織を総括する情報交流統制担当者として遵法監視人を指定する。
- 3. 情報交流統制担当者は、情報交流統制業務の一部を情報交流統制担当組織の役職員に委任することができ、この場合、委任の範囲と責任の限界などが明確に区分されなければならない。
- 4. 当行は、第1項から第3項による役職員に対して秘密保持、不当情報利用禁止、先行売買禁止などを賦課する場合において、より強化した遵守義務を適用しなければならない。

5. 内部統制基準第3.3条、第3.4条は、情報交流の遮断に係わる業務と関連して情報交流統制担当者に準用する。



1. 6 常時情報交流許容役員

- 1. 当行は、情報交流遮断対象部門間及び情報交流遮断対象部門及び情報交流遮断対象部門に指定されていない部門(以下「情報交流遮断非対象部門」という)の間の業務を統括できるようにするため、常時情報交流が許容される役員を指定することができる。当行は、後先部署の危険管理部署のグループリーダー、あるいはLine Managementを常時情報交流許容役員として指定する。
- 2. 第1項による役員は、業務に必要な範囲内で情報交流遮断対象部門内の情報に接近しなければならず、秘密維持、不当情報利用禁止、先行売買禁止等、情報交流統制担当者が定める義務及び制限事項を遵守しなければならない。
- 3. 第1項にもかかわらず、情報交流統制担当者は、業務上の必要性及び利害衝突の可能性を考慮して、第1項による役員が常時アクセスできる情報交流遮断対象情報の範囲を設定して管理することができる。

第2章 社内情報交流遮断方法及び例外的交流

2.1 情報交流遮断の一般原則

- 1. 当行は、情報交流遮断対象情報を職務と係わりのある役職員以外の者に共有されないようにしなければならない。
- 2. 情報交流遮断対象情報を業務に活用する役職員は、当該業務を遂行するための範囲に限定して情報を活用しなければならない。
- 3. 情報交流遮断対象情報を保有した役職員は、正当な事由なしに情報交流遮断対象情報を該当情報交流遮断対象部門ではなく、役職員など第3者に洩れてはならない。
- 4. 情報交流遮断対象部門内の役職員ではない者が職務と関係なく情報交流遮断対象情報に接近す

- る場合、該当役職員は遅滞なく情報交流統制担当の組織にこれを通知しなければならない。
- 5. 第4項による役職員は、習得した情報の範囲内で情報交流遮断対象部門内の役職員に適用される 義務及び制限事項などを遵守しなければならない。
- 6. 情報交流統制担当者は、第2項から第5項までの遵守可否を周期的に確認できるように、モニタリング体系を備えなければならない。

2. 2 常時的情報交流遮断

- 1. 当行は、営む業務の特性及び規模、利害衝突の度合いなどを勘案し、第1.3条による情報交流 遮断対象部門別に次の各号のいずれか一つ以上の方法を利用して効果的な情報遮断壁を設置・運 営しなければならない。
 - (1) 事務空間の分離
 - (2) 情報システムへのアクセス権限制限など電算的分離
 - (3) 情報交流遮断対象部門の間及び情報交流遮断対象部門と情報交流遮断非対象部門間の役職員の会議・通信に対する常時記録の維持または制限
 - (4) その他情報交流を効率的に遮断できる有・無形情報遮断装置の設置・運営
- 2. 当行は、役職員が情報交流遮断対象部門の間、及び情報交流遮断対象部門と情報交流遮断非対象部門の間の業務を兼職させてはならない。ただし、第1.6.1項、第2.3.2(3)の場合は、その限りではない。

2.3 例外的交流の方法

- 1. 当行は、次の各号の要件を全て備えた場合、情報交流遮断対象部門間又は情報交流遮断対象部門と情報交流遮断非対象部門間の情報交流遮断対象情報の交流を許容することができる。
 - (1) 情報交流遮断対象情報にアクセスしなければならない業務上正当な事由があること。
 - (2) 当該部門別責任者及び情報交流統制担当者の事前承認(情報交流遮断対象情報の同一性があると判断される場合であって、継続的・反復的交流の場合は包括的承認を含む)を受けること。
 - (3) 提供する情報交流遮断対象情報が業務上必要最小限の範囲に限定されること。
 - (4) 情報交流遮断対象情報を提供してもらった役職員が該当情報を該当業務以外の目的で利用しないこと。
 - (5) 本条に基づいて情報交流遮断対象情報にアクセスできる権限を与えられた役職員は、該当情報 交流遮断対象部門内の役職員に適用される義務及び制限事項等を遵守すること。

- (6) 当行は、本条による情報交流遮断対象情報の例外的交流に関する記録を作成し、金融投資業規定別表12に定める内部統制関連資料の最低保存期間以上維持・管理すること。
- 2. 情報交流統制担当者は、第1項の規定による例外的交流の具体的方法を次の各号の方法又はこれに準ずる方法で定めることができる。
 - (1) 情報交流遮断対象部門内の情報の提供
 - (2) 情報交流遮断対象部門内の情報に対する一時的アクセス権限の付与
 - (3) 情報交流遮断対象情報にアクセスすべき特定の役職員の情報交流遮断対象部門への期限を定めた編入

2. 4 後先業務目的の例外的交流

- 1. 第2. 3条にもかかわらず、当行は情報交流遮断非対象部門のうち、監査、人事、会計、財務、経営支援、経営分析、商品開発、電算(開発及び運営を含む)、決済、法務、遵法監視、リスク管理、調査分析(Research)、総務、広報などの業務を行う役職員に対して、情報交流遮断対象部門と常時情報交流を許容することができる。
- 2. 第1項による役職員は、業務に必要な範囲内で情報交流遮断対象部門内の情報に接近しなければならず、秘密保持、不当情報利用禁止、先行売買禁止など、情報交流統制担当者が定める義務及び制限事項を遵守しなければならない。

第3章 取引注意・取引制限商品の目録作成・管理及び常時監視など

3. 1 取引注意及び取引制限商品一覧

- 1. 未公開重要情報又は未公開重要情報に準ずる取引情報又は企業情報を取得する場合など、情報 交流統制担当者が利害衝突防止のために必要だと認める場合、該当法人と関連した金融投資商品 を取引注意又は取引制限商品目録に指定することができる。
- 2. 情報交流統制担当者は、取引注意商品目録で指定した金融投資商品を対象とする売買取引を常時監視しなければならず、会社及び役職員と顧客の間、会社と役職員間利害衝突が発生しないよう適切な措置を講じなければならない。
- 3. 情報交流統制担当者は、取引制限商品目録として指定した金融投資商品に対して、当行の計算による売買及び役職員の自己計算による売買等が制限されるようにしなければならない。
- 4. 情報交流統制担当者は、第3項による売買制限対象役職員の範囲などを定めて取引制限商品目録を通知するか、又はこれを照会することができる。

3. 2 利害衝突の恐れがある取引

- 1. 当行は、業務と係わって利害衝突の恐れがあると把握された取引を類型別に具体化して区分した目録 を作成及び管理しなければならない。
- 2. 当行は、第1項による取引類型によって取引中断、顧客に当該事実の告知など、利害衝突を最小化 することができる対応策を設けなければならない。¹

第4章 社外情報交流遮断

4. 1 系列会社など第3者との情報交流の原則

- 1. 当行は、系列会社(当行の本店を含む。以下、この条において同じである。)など第3者に対して、第2.2条により情報遮断壁を設置・運営しなければならない。ただし、情報交流遮断対象情報と無関係な情報など利害衝突の恐れがない情報の交流又は情報交流遮断非対象部門の情報交流に対しては、この限りでない。
- 2. 当行は、第1項を適用する場合において、利害衝突の恐れ及び内部統制の効率性などを考慮して系列会社など第3者を類型別に区分した後、各類型別に内部統制基準を異に定めるか、又は当行が情報遮断壁を設置・運営する第三者の範囲を特定して内部統制基準を運営することができる。
- 3. 当行は、第1項にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、系列会社など第3者に対して 情報交流遮断対象情報を提供することができる。
 - (1) 国内外の法令にしたがって保有株式などに対する報告・公示などの義務を履行するために、当該情報を系列会社など第3者に提供する場合
 - (2) 当行の業務の委託を受け、又は当行と業務を提携した第三者に委託し、又は提携した業務の処理のために提供する場合
 - (3) 当行の内部統制基準の遵守業務及び遵守可否に対する点検業務を行うための場合
 - (4) 監査、人事、会計、財務、経営支援、経営分析、商品開発、電算、決済、法務、遵法監視、リスク管理、調査分析(Research)、総務、広報などの業務処理を目的として情報を提供する場合
 - (5) 当行が金融投資業などの関連業務を系列会社など第3者と共同で行うために必要な情報を提供する場合

¹ 利害衝突管理手続きの詳細は、ソウル支店

[「]Management Procedure Concerning Conflicts of Interest in SMBC」にしたがう。

- (6) その他業務上正当な事由があり、情報提供による利害衝突発生可能性が大きくない場合で、情報交流統制担当者の承認を受けた場合
- 4. 第2. 3条及び第2. 4条は、当行が系列会社など第3者と情報交流遮断対象情報を交流する場合に進用する。

4. 2 個人信用情報の提供・送信要求

当行が顧客から「信用情報の利用及び保護に関する法律」第32条第1項により個人信用情報提供の同意を得たり、第33条の2第2項により個人信用情報の送信を要求された場合は、該当情報を系列会社など第3者に提供することができる。

4.3 役職員の兼職

当行は「金融会社の支配構造に関する法律」など関連法令が許容する範囲内で関連内規にしたがい、系列会 社など第3者の役職員を当行の役職員として兼職させることができる。

第5章 その他

5. 1 情報交流遮断の記録維持及び定期的点検

- 1. 情報交流統制担当者は、情報の例外的交流、取引注意及び制限目録の指定に関わり、次の各号の事項を金融投資業規定の別表12に定めた内部統制関連資料の最低保存期間以上記録・維持しなければならない。
 - (1) 情報の例外的交流:情報交流遮断対象情報受領者(又は臨時編入対象者)及び承認者 の所属部署及び氏名、情報受領日時又は編入日時及び解除日時、交流情報の主な内容など
 - (2) 取引注意及び取引制限商品目録:指定及び指定解除の事由及び日時など
- 2. 情報交流統制担当者は、第1項各号の事項の記録・維持を情報交流遮断対象部門に行わせることができる。
- 3. 当行は、各情報交流遮断対象部門別責任者及び情報別責任者名簿、常時情報交流許容役員の 名簿を第1項にしたがって最低保存期間以上記録・維持し、監督当局からの要請時に提出しなけれ ばならない。
- 4. 情報交流統制担当者は、第1項による記録・維持、情報の例外的交流、取引制限及び取引注意 目録の指定及び指定解除などの適正性可否を周期的に点検しなければならない。

5. 2 役職員教育

- 1. 当行は、役職員がこの基準及び関連政策を確認できるように当行内部網などに掲示しなければならない。
- 2. 当行は、役職員がこの基準及び関連指針を熟知することができるよう、次の各号の事項を含めて定期 的に教育を実施しなければならない。
 - (1) 情報交流遮断対象部門内の役職員に適用される事項
 - (2) 全役職員が情報交流遮断のために遵守しなければならない事項
 - (3) 情報交流遮断対象情報の不当利用時の行政制裁及び刑事処罰に関する事項
 - (4) その他情報交流統制担当者が必要と認める事項
- 3. この基準及び関連指針の改正時、役職員に対して注意を喚起しなければならない。

5.3 情報交流遮断内訳の公開

当行は、次の各号による利害衝突管理及び情報交流遮断に関する政策の主な内容をインターネットホームページなどで公開しなければならない(インターネットホームページなどがない場合、当行内に備えて顧客に閲覧させるか、又は顧客の要請に応じて書面・電子メールの方法で提供することを含む)。

- 1. 第1. 2. 3項及び第1. 2. 4項の規定によって情報交流遮断対象情報から除外された情報
- 2. 第1. 3条による情報交流遮断対象部門の設定及び各部門別情報交流遮断対象情報の種類
- 3. 第3. 1条による取引注意及び取引制限商品目録の指定基準
- 4. 第3. 2条による利害衝突の恐れがある取引類型及び対応策
- 5. その他利害衝突管理及び情報交流遮断関連政策の主な内容

5. 4 内部統制基準又は他の法規との関係など

- 1. この基準は、当行の内部統制基準の一部を構成する。当行の系列会社など第3者に対する情報交流遮断対象情報の提供に関する限り、この基準は当行の内部統制基準の特則として資本市場法及びその他強行法規に違反しない範囲内でこの基準が当行の内部統制基準に優先して適用される。
- 2. 当行の系列会社など第3者に対する情報提供などと係わり、この基準の施行に必要な具体的な細部 事項は、資本市場法・その他強行法規及びこの基準に衝突しない範囲内で、当行の内規・細則・指 針などで別途定めることができる。
- 3. この基準にもかかわらず、資本市場法、金融実名取引及び秘密保障に関する法律、信用情報の利用及び保護に関する法律など国内強行法規によって、社内又は社外情報交流と関連して別途定める要

件があるか、又は情報交流遮断対象情報の提供が許容される個別業務を遂行するために認・許可、 業務委託など別途定める要件がある場合は、該当法令が定める要件を満たさなければならない。

付則

1. 施行時期

この内部統制基準は、2021年11月1日より施行する。